

令和5年度 第2回入札監視委員会議事概要

日時 : 令和5年11月15日(水) 14時00分～15時15分
場所 : 四街道市役所 分館2階 入札室
出席者 : 委員等 中尾宏委員長、田中孝一委員、廣田稔委員
事務局 契約課長他契約課職員2名、
発注課 各抽出案件発注課長及び担当職員

【概要】

1. 開会

委員長あいさつ

2. 議題

1) 入札・契約手続の実施状況について

① 入札等契約手続状況報告(令和5年度上半期)

・事務局より令和5年4月1日から9月30日の間に契約課で執行した発注方法・業種別契約件数を報告

② 抽出事業の審議

抽出事業1 1 有価物(鉄屑等)受払い(単価契約)

委員 : 売払いであるので高額での売却に異論を挟むものではないが、予定価格の算出が低かったのではないと思われる。この点につき説明を求める。

担当課 : この有価物(鉄屑等)受払いは半年ごとに行っている。予定価格の設定については、参考として過去落札をした業者など複数者から見積を徴収している。市況だけでクリーンセンターの排出物の売払いに合致するものではなく、見積依頼をした業者が主体となってくるが各業者のあげてくる見積金額にかなりの差がある。その扱いをどうするかということになるが、クリーンセンターは、有価物受払いについては、鉄屑等だけでなく、古紙やペットボトルなど同じく複数者から見積を徴収していることから市況が上がり基調か下がり基調かで判断をしている。下がり基調であれば複数者取った見積のうち、一番低いものを参考とし採用するようにしている。提示された価格の8割を予定価格としている。今回の案件については2者から見積を徴収しており、1者では110万円弱、もう1者は300万円弱であり、市況が下がり基調だったことからクリーンセンターの規定どおり低い方の8割で予算価格を設定した。補足として、クリーンセンターからでる鉄屑等にはいろいろなものが含まれ

ており、100%が鉄屑とはならないのが現状である。マグネットやゴム類など鉄屑以外のものの混入率によってかなり金額に変更が生じる。作業員には金属だけにするよう伝えてはいるが、引取り業者によって判断が違う。そういった理由から市況にあった金額を予定価格にするのは非常に難しい。

委員：規定ということだが、その規定の中には見積徴収の方法や予定価格の設定についての記載はないのか。

担当課：特に記載はない。あくまでの担当課内での規定である。

委員：規則化するのは難しいか。

担当課：市況によるものなので文書化するのは難しい。参考見積を取った業者がいざ入札した金額はかなりかけ離れたものであることがある。やはり複数者の見積を参考に頼るしかない。

委員：相場といったような比較する金額がないということか。また、近隣市町を参考にすることはできないのか。

担当課：インターネット等で製鉄会社の受入れ価格などを参考にしている部分もあるが当市の状況とは異なる箇所があるので、参考にするのは上がり基調か下がり基調がという点のみである。鉄屑問屋の市場価格は確認できるが、問屋に持込んだ場合の市場価格であり、当市は引取りとなるので参考にならない。今後の予定価格の設定については市況と参考見積等を深く検証していきたいと思う。

委員：市民目線から見ると落札率が非常に気になる場所である。予定価格に設定について検証するようお願いする。

委員：見積を取った時と入札を行った時の市況はどの程度違うのか。

担当課：それほど変わらない。

委員：世界情勢で金属が価格高騰しているのは聞いている。予定価格を設定する際に見積業者は今回何者か。

担当課：2者である。前回は2者から見積を徴収している。

委員：この有価物(鉄屑等)受払いは今後も継続して行う事業であるだろうが見積徴収をする業者はその都度変えているのか。

担当課：前回は2者から見積を徴収している。

委員：市の職員が見積想定するのはなかなか難しく、見積を業者に徴収するのはわかるが見積業者がどのような手順で見積を算出しているのか関心を持ち、市側でも職員が見積を出せるような情報を得ていただきたい。

担当者：徴収した見積額を担当がどうとらえるかという点に関しては、前期の落札価格に対して何パーセントになるかそのときの基調を加味したうえで対応していきたい。

委員：見積業者に対して市の方も適切な見積額であるか、しっかり把握していることをアピールできるような取り組みをお願いする。

委員：不調に終わった場合はどうなるか。

担当課：再入札の結果を待ってから契約では間に合わないため、応札があった業者と短期間で随意契約を行い、改めて手続きを踏んで入札を行うことになる。

抽出事業 2 あたまの健康チェック実施

委員：これは不調になったことにより再入札ということか。

事務局：そのとおりである。4月25日付、公告第94号の入札は申請者がなく不調で終わっている。担当課より再度、入札依頼があり5月15日付、公告第123号で入札を実施している。再入札は入札参加資格に関する事項「登録業種」が変更されている。通常、落札者がなく不調になった案件については、競争入札の際に定めて予定

価格その他の条件を変更することなく、随意契約をするか、再度入札を行う選択がある。

委員：この2件は同事業の入札ということか。

事務局：そのとおりである。

委員：最初の予定価格を変えずに落札できたということか。

事務局：結果そのとおりである。

委員：再入札で幅を広げた結果、申請があったということか。

事務局：再入札で入札参加資格に関する事項「登録業種」が追加変更されたことから対象業者が83者増えている。

委員：次回の入札において参考となる結果ということで承知した。

委員：見積を徴収した業者は何者あったのか。

担当課：1者のみである。

委員：その業者が落札したのか。

担当課：そのとおりである。

委員：予定価格の設定だが他の自治体の予定価格を参考にするようなことはできないのか。

担当課：「あたまの健康チェック実施」事業を行っている自治体は近隣市・千葉県にはない。

委員：予定価格の設定には1者だけでなく複数業者から参考となる数値をもらい事務を行ってほしい。

担当課：見積徴収したのは1者であるが、この事業を遂行できる業者は他にもいることは確認をしていたが実際応札をしなかった。

抽出事業3 中学生広島派遣事業委託

委員：事業概要について、具体的に説明を求める。

また入札で申請がなかったようだがこの事業は中止となってしまったのか伺う。

担当課：キャリア教育の一環として、将来を担う中学生が、自分らしい生き方を見出し、また、平和の大切さについて学ぶことを通し、考え、行動する力を育むために、各中学校から各2名の代表生徒を広島市に派遣する事業である。引率として、指導課、学務課、社会教育課から職員が3名同行している。全員で13名が広島に行っている。申請者がなかったのを受け、すでに日程が決定していた保護者会のスケジュールを考慮し、すぐに3者から見積を徴収し、6月23日に随意契約にて執行した。

委員：3者に見積を提出させ、一番低い額のところで契約したということだが予定価格は変更したのか。

担当課：契約課へ入札依頼した金額と同じ額で変更はしていない。

委員：入札では申請はしなかったが、3者が見積を提出したということによいか。

担当課：2者からの提出はあったが、1者は辞退している。

委員：その2者はなぜ入札に参加しなかったのか、なにか聞いているか。

担当課：前年度に予算取りをする際、見積を徴収している業者に関しては事業について把握はしているはず。しかし、入札の申請はなかった。1者に関しては失念していたと聞いている。

委員：中学生広島派遣事業委託は実施されたということで理解した。

委員：入札不調となった場合、その後についてわかる資料を今後入札監視委員会資料として情報を求める。(契約課に要望)

③ 指名停止の運用状況について

- ・事務局より、令和5年度上半期について説明
- ・「その他の不正又は不誠実な行為」の指名停止の詳細について

※次回より指名停止措置理由の詳細について入札監視委員会資料として情報を求める。

3. その他

- ・令和4年度上半期の再苦情申立てなし
- ・次回（令和6年度第1回）の入札監視委員会の抽出を中尾委員長に依頼する。

- ・資料の差し替えに至る経緯について

4. 閉会